

平成21年第1回尾張旭市公平委員会議事録

1 開催日時

平成21年3月26日(木)

開会 午後4時00分

閉会 午後4時22分

2 開催場所

尾張旭市役所 南庁舎2階 201会議室

3 出席委員

委員長 川合伸子

委員 戸塚理人

委員 岡本浩

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

1名

6 出席した事務局職員

行政課長 長江建二

行政課長補佐 毛利重成

行政課行政係主査 森下佳美

7 会議に付した事件

第1号議案 職員団体の申請書の記載事項の変更登録について

第2号議案 尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

行政課長

今日は、委員各位におかれましては、ご多用のところご出席を賜り、ありがとうございます。

議事に入ります前に、戸塚理人委員ですが、この3月で任期満了となりますが、3月議会で再任いただきまして、引き続き4月から4年間、公平委員をお願いすることになりましたので、ご報告させていただきます。

議事の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。

それではよろしくお願いたします。

<p>委員長</p>	<p>委員 3 名出席です。</p> <p>地方公務員法第 11 条に基づき定足数でありますので、ただ今より平成 21 年第 1 回尾張旭市公平委員会を開会いたします。</p> <p>これより議事に入らせていただきます。</p> <p>本日の議案は、第 1 号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』、第 2 号議案『尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について』の 2 議案でございます。</p> <p>それでは、第 1 号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』を議題とします。</p> <p>議案について、事務局から説明してください。</p>
<p>事務局 (課長補佐)</p>	<p>第 1 号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』を、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、地方公務員法第 53 条第 9 項に、「登録を受けた職員団体は、その規約又は申請書の記載事項に変更があったときは、条例で定めるところにより、公平委員会にその旨を届け出なければならない。」とあり、また、尾張旭市職員団体の登録に関する条例第 4 条第 1 項に「登録を受けた職員団体は、その規約若しくは申請書の記載事項に変更があったときは、公平委員会へ書面をもって届け出なければならない。」と規定されています。</p> <p>それらの規定に基づきまして、登録を受けている職員団体であります尾張旭市教員組合の代表者から届出がありましたもので、当該職員団体の申請書の記載事項を変更登録する必要があるからでございます。</p> <p>変更の内容についてご説明いたします。変更の届出は 2 点ございます。</p> <p>まず 1 点目は、組合の主たる事務所変更の件でございまして、その変更届の写しは、議案資料の 2 ページに添付してございます。当該組合の事務所の所在が、尾張旭市南新町中畑 2 5 2 の本地原小学校内から城山町城山 1 3 番地 1 の城山小学校内へ変更になったものでございます。なお、当該組合の事務所は、当該組合同規約</p>

<p>事務局 (課長補佐)</p>	<p>第1条において、組合長の勤務校と定められているものでございます。</p> <p>届出の2点目は、職員団体の役員改任の件でございます。3ページに改任届の写しを添付してございます。当該職員団体の規約第16条の規定により役員は、組合長を始め4名であり、このうち2名の役員が改任されましたので届出があったものでございます。改任されました役員は、組合長と書記長で、組合長には前書記長が代わったものでございます。</p> <p>なお、4ページには役員を選出につきましての当該組合の選挙管理委員長による役員改任の証明書が添付してございます。</p> <p>以上ご説明した2点の変更の届け出は、変更登録の要件に適合しているものと思われますので、宜しくご審議の程お願い申し上げます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、ご質問等があればお受けいたします。</p> <p>(質問なし)</p> <p>ご質問もないようです。</p> <p>尾張旭市教員組合の職員団体の申請書の記載事項を公平委員会に変更登録することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議もないようですので、尾張旭市教員組合の申請書の記載事項を公平委員会に変更登録することとします。</p> <p>続きまして、第2号議案『尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について』を議題とします。</p> <p>議案について事務局から説明してください。</p>
<p>事務局 (課長補佐)</p>	<p>それでは、第2号議案『尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について』をご説明いたします。</p> <p>この案を提出いたしますのは、平成21年3月31日をもってスカイワードあさひ出張所が廃止されることに伴い、当該公平委員会規則においても関連する部分について、所要の改正を行うものでございます。</p>

<p>事務局 (課長補佐)</p>	<p>議案資料の6ページの新旧対照表に沿ってご説明いたします。  一部改正の内容については、当該規則の別表中、「出張所長」及び「出張所長補佐」を削除するというものでございます。  なお、第1条の下線部分につきましては、不要なものであり、本来ならばすでに削除しておくべき箇所であったため、今回の改正に合わせて削除するものでございます。  施行期日につきましては、平成21年4月1日から施行しようとするものでございます。  以上が今回の改正の概要でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、ご質問等があればお受けいたします。  出張所は全てなくなるのですか。今後、開設する予定はありますか。</p>
<p>行政課長</p>	<p>出張所はなくなります。尾張旭市は面積が狭いので、市役所で対応できており、今のところ予定はございません。  その代り、4月から土・日曜日の休日窓口と夜間窓口開設が始まります。21年度は市民課と収納課ですが、今後他の課につきましても検討をしていく予定でございます。  また、住民票の写しや印鑑証明書の発行などができます自動交付機につきましても、戸籍の写しも発行できるように、機能の拡充がされております。</p>
<p>戸塚委員</p>	<p>スカイワードあさひの管理は、指定管理者制になるのですか。</p>
<p>事務局 (課長補佐)</p>	<p>はい。それに伴いまして、2階にございました出張所が閉鎖されるものでございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>他にご質問はございませんか。  (質問なし)  ご質問がないようです。</p>

<p>委員長</p>	<p>尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議がないようですので、尾張旭市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正することとします。</p> <p>では次に「その他」の「尾張旭市職員の分限及び懲戒処分の状況について」ですが、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (森下)</p>	<p>尾張旭市職員の分限及び懲戒処分の状況について、説明させていただきます。</p> <p>公務員の不利益処分には、分限処分と懲戒処分がございます。分限処分とは、勤務実績が良くない場合や、心身の故障により職務遂行に支障がある場合等に、公務の効率性を保つことを目的として行われるものでございます。これに対し、懲戒処分は職員に非行があった場合に、その職員に対する制裁として行われる処分で、懲罰的な意味合いを持つものでございます。</p> <p>7ページの資料をご覧ください。</p> <p>平成16年度から平成20年度までの、尾張旭市職員の処分状況をまとめてございますので、ご報告いたします。</p> <p>この資料のとおり、当市では、項目1のアの休職処分がございました。理由は、心身の故障により長期の休養を要する場合の休職でございます。平成16年度に1人、17年度に4人、18年度に3人、19年度に1人、20年度は今のところ2人でございます。</p> <p>その他の処分につきましてはございませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、ご質問等があればお受けいたします。</p>
<p>戸塚委員</p>	<p>今までこういった報告を受けたことはありませんでしたが、これは5年ごとですか。</p>

行政課長	市のホームページなどで人事課が公表しておりますが、公平委員会で報告をしたことが今までございませんでした。今後は1年ごとに報告させていただきたいと考えております。
戸塚委員	資料の表の、項目の整理の仕方は、何か決まりがありますか。
事務局 (課長補佐)	この資料は、人事課から提供を受けたものでございまして、項目につきましては、県からの調査項目に準じているものでございます。
戸塚委員	新聞記事によりますと、地方公務員の心の病が10年前に比べて、10倍にもなっているとのこと。先ほど処分の報告を受けましたが、尾張旭市職員の休職処分の人数は、全体の比率から見ても、多いのか少ないのかは分かりませんが、地方公務員だけに限りませんが、勤務者を取り巻く環境が変わってきていると思います。そういったことに対して、人事課は何かケアをされていますか。
事務局 (課長補佐)	人事課ではメンタルヘルス研修といったものを行っています。また、健康相談も、希望者を対象に行っております。
戸塚委員	過去の経験から、ひとりで悩みを抱え込んでしまい、心の病に陥ってしまうケースもありました。部下と上手にコミュニケーションをとることができれば、部下を救えるのではないかと。それは管理職の役目でもあると思う。
行政課長	以前は、強い監督者という研修をしたものですが、近年優しい監督者という観点からの研修を行うようになってきています。また、人事考課制度というものもありまして、上司と部下がコミュニケーションをとるように心がけてもおります。
岡本委員	処分状況について、私も初めて見ます。職員の不利益処分が行われた場合に不服申立てがあると公平委員会の仕事となりますが、過去に不服申立てはありましたか。
事務局 (課長補佐)	一度もございませんでした。

岡本委員	ありがとうございました。
委員長	他にご質問はございませんか。 (質問なし) それでは、尾張旭市職員の処分の状況については承知いたしました。 これで本日予定されておりました全ての議案について終了いたしました。その他事務局の方から何か連絡事項等がありますか。
行政課長	特にごいません。
委員長	どうもありがとうございました。 これを持ちまして、尾張旭市公平委員会を閉会いたします。